

最近の主な取組について

現 状

- 公共交通機関の障害者割引については、従来より、各事業者の自主的な判断に基づき実施されているが、利用の際の運用については、多くの事業者が身体障害者手帳等の提示を求めているところ。
- 一方、マイレージ等の会員サービスや交通ICカードの活用等により、利用の度に身体障害者手帳等の提示を求めていない事業者も存在。
- 障害者等からは、公共交通機関の利便性向上の観点から障害者手帳の提示等の簡素化を求める意見もあるところ。

改善に向けた取組

対 応

- 利用の際に身体障害者手帳等の提示を標準的な方法として定めている国土交通省の告示等について、手帳提示についての規定を削除し、それ以外の方法も可能であることを明確化するための見直しを順次実施しており、年度内に完了予定。
- 全モードの交通事業者に対して、障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法で本人確認を行うことについて理解と協力を求める文書を発出済。

・ 航空事業者の例

【ANA・JALグループによる会員情報による確認】



読取機にタッチして
登録情報を確認

障害者手帳等の提示が
会員カードなどによる確
認でも代替可能

・ 鉄道・乗合バス事業者の例

【スルッとKANSAI特別割引用ICカードによる確認】



スルッとKANSAI
特別割引用ICカード

乗車の都度、手帳の提示を
することなく割引料金が適用
されるプリペイド式ICカード
を利用したサービスを実施

ユニバーサルデザインタクシーの車いす乗降の改善について

ハード面における対応

- 平成29年10月の販売開始以降、普及の進んでいるトヨタ・ジャパントクシーについて、乗務員による車いす乗降に必要な作業の簡素化のため、トヨタ社において車両の改善を順次実施。

既に販売した車両に対し以下の改善を順次実施(2月4日公表)し、車いすでの乗降を4分程度(※)に短縮

(※)作業の習熟度の高いドライバーの場合

改善項目	改善内容
作業手順がわかるラベルの貼付	・作業が一目でわかるラベルを後部座席下などの各部に貼付
車いす固定ベルト、シートベルト延長用ベルトの収納改善	・現状、袋に収納されている各種ベルトを袋から出して車両に常時固定できるようにする
スロープの改善	・スロープの収納袋の廃止 ・組み立て簡素化



ジャパントクシー
販売台数:10,140台(平成31年1月末)
(日本自動車販売協会連合会調べ)

本年3月発売予定の一部改良車両

上記に加えてスロープ構造の見直し等を実施し、乗降時間を3分程度(※)に短縮を図る

ソフト面における対応

- 国土交通省から事業者に対し下記事項の徹底を要請(平成30年11月8日)
 1. 従業者に対し、正当な事由なく乗車拒否しないよう、従業員の法令遵守を徹底すること
 2. UDタクシーの運転、予約・配車その他の業務に携わる者に対し、車いす乗降に関する研修を受講させるとともに、教育担当者を育成すること
 - (1) 研修には、従業員の意識啓発のため障害者差別解消法等の理解に関する内容を含める
 - (2) UDタクシーの設備操作に係る研修には、実車を用いた説明・実習を含める
 - (3) これらを内容とする研修計画を策定すること
 3. UDタクシーを指定した配車の求めに対するサービスの充実、積極的な情報提供を行うとともに、予約・配車に携わる従業員を適切に指導すること

このほか、平成31年3月15日には、関東運輸局においてタクシー事業者のバリアフリー対応促進セミナーを開催予定。

- 全国ハイヤー・タクシー連合会では、上記要請を受け、会員各社に対して要請を徹底(平成30年11月12日)。
- トヨタ社では、タクシー協会等が行う乗降研修に対する販売店を通じた実車の貸出しの実施とともに、同年12月より販売店から講師の派遣等の対応。「JPN TAXI 乗降手順早わかりシート」を全国の販売店から無償で配布(平成30年11月)。

(1) 検討背景

駅のプラットホームと車両乗降口には旅客の円滑な乗降と列車の安全な走行に支障しないような一定の段差・隙間が設けられているが、車椅子利用者等が乗降する際には渡り板が必要となり、駅員等の介助なしに単独で乗降することができない場合がほとんどである。

一方で、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、多くの車椅子利用者等の円滑な移動を可能とするため、介助なしでも単独で列車を乗降可能なプラットホームとすることが望まれている。



対策前

単独乗降可能へ



対策後

(2) 目的

施設・車両の構造等の違いも踏まえつつ、車椅子利用者等の単独乗降と列車の安全な走行を両立しうる段差・隙間について検討する。

単独乗降可能な段差・隙間の先進的事例

○ 大阪市高速電気軌道株式会社の事例

< 車両側の対策 >

・平成22年度までに全車両に車椅子スペースを設置。

< 施設側の対策 >

・可動式ホーム柵の設置に合わせて、ホームを部分的に嵩上げするとともに、ホームと車両の隙間間隔を小さくするゴムを設置。



【ホームの対策前】



【ホームの対策後】

鉄道駅におけるプラットホームと車両乗降口の段差・隙間に関する検討会

1. 検討会の構成

座長：東京大学大学院工学研究科・新領域創成科学研究科 鎌田 実 教授
委員：学識経験者等、障害者団体、鉄道事業者（JR旅客3社、大手民鉄2社、地下鉄3局社、モノレール1社）、関係協会、関係団体、国土交通省

2. 検討会の検討項目

- 車椅子利用者の単独乗降と列車の安全な走行に関する現状と課題の整理
- 車椅子利用者の単独乗降可能な段差・隙間の検証に関する方向性
- 車椅子利用者の単独乗降可能な段差・隙間の目標値及び段差・隙間の解消対策の検討

3. 検討会等状況

- 第1回検討会（平成30年10月10日）
- 車椅子利用者の単独乗降に係る実証試験（平成30年12月13日）
- 年度内に方向性をとりまとめ予定

【車椅子利用者の単独乗降に係る実証試験】（平成30年12月13日）

○模擬駅ホームに留置された列車の扉前に複数の模擬的な段差・隙間を設定し、車椅子利用者による列車の単独乗降の可能性を検証。



ホテル又は旅館における 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会

検討会設置の趣旨

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、高齢者、障害者等がより円滑にホテル又は旅館を利用できる環境整備を推進するため、国土交通省は、2017年12月から学識経験者、障害者団体等、施設管理者団体、設計関係団体等から構成される「バリアフリー客室基準の見直しに関する検討会」を行った。
検討会においては、ホテル・旅館に対するアンケート調査等を踏まえ、2018年6月に、ホテル・旅館のバリアフリー化を総合的に推進するため、次の5項目からなる対応方針がとりまとめられた。

- ・対応方針① バリアフリー客室の客室設置数に係る基準の見直し(政令改正)
- ・対応方針② 条例整備促進のための基本方針改正
- ・対応方針③ 事業者等へのバリアフリー対応の要請
- ・対応方針④ バリアフリー客室に係る建築設計標準の充実・普及
- ・対応方針⑤ バリアフリー客室等に係る情報提供の充実

- 国土交通省は、上記の「対応方針④ バリアフリー客室に係る建築設計標準の充実・普及」の取組みを推進するため、「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(追補版)」について充実すべき内容を検討を行うため、本検討会を設置する。

検討会の構成

学識経験者、障害者団体等、施設管理者関係団体、設計関係団体等、審査側団体(特定行政庁)、関係省庁※ ※関係省庁はオブザーバーとして参加

スケジュール

時期	実施計画
2018(平成30)年 9月21日	○ <u>第1回検討会の開催</u> ・本検討会の設置について ・検討の方向性(案)について
2018(平成30)年 12月3日	○ <u>第2回検討会の開催</u> ・建築設計標準(追補版)(素案)について
2018(平成30)年 1月21日	○ <u>第3回検討会の開催</u> ・建築設計標準(追補版)について
2019(平成31)年 2月8日～ 3月10日	○ <u>パブリックコメントの実施</u>
2019(平成31)年 3月末	○ <u>建築設計標準(追補版)の公表</u>

バリアフリー化推進功労者大臣表彰について

表彰制度の概要

- バリアフリー法の趣旨を踏まえ、優れた取り組みを普及・推奨することを目的とし、国土交通分野におけるバリアフリー化の推進に多大な貢献が認められた個人又は団体を表彰する制度として、平成19年度に「国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰制度」を創設。
- これまで全12回で、地方自治体・交通事業者・NPO法人等のべ53団体を表彰。

第12回大臣表彰(H31.1.25)



国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰(第12回)
推薦案件を募集します!

公共交通機関、建築物、道路、駐車場、都市公園などの総合的で一体的なバリアフリー化を進めるとともに、国民のバリアフリー化に関する意識啓発にもより一層努めるため、国土交通分野におけるバリアフリー化の推進に多大な貢献が認められた個人や団体を表彰いたします。

【募集受付期間】概ね9月中旬頃まで
※募集受付期間中受付を担当する地方官等にのみ表回り可能です。下記及び次ページをご確認の上、該当地域の担当地方官等に問い合わせ下さい。

◎募集対象
 国土交通分野に係る施設・車両等のバリアフリー化や、バリアフリー化の普及・促進活動等に積極的に取り組んでいる個人又は団体が対象となります。(詳細は次ページをご参照下さい)

◎推薦案件の募集(案件の応募について)
 募集対象に該当すると思われる案件がありましたら、次ページの国土交通省各地方支分部局等(以下「地方官等」)の連絡先まで幅広くご相談下さい。

◎表彰案件の選考方法及び表彰時期
 地方官等から大臣表彰事務局へ推薦を行い、選考委員会における選定を経て、最終的には国土交通大臣が決定し、平成31年1月に国土交通省本署において表彰を行う予定です。

国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰事務局<国土交通省 総合政策局 安心生活政策課>

(第12回大臣表彰募集チラシ)

- 小型機対応の旅客搭乗橋の開発と日本初の導入
 受賞団体:宮崎空港ビル(株)、三菱重工交通機器エンジニアリング(株)



(小型機対応旅客搭乗橋外観)



(小型機対応旅客搭乗橋内通路)

- 「歩くまち・京都」をテーマとしたバリアフリーのまちづくり
 受賞団体:京都市



(京都駅八条口整備事業)



(京都市四条通歩道拡幅事業)